

# 議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

## 招 集

令和6年2月26日(月)午前9時20分 委員会室

## 出席委員(8名)

(委員長)岡田啓介 (副委員長)徳田博文  
安達卓是 奥岩浩基 田村謙介 土光均  
戸田隆次 又野史朗

## 欠席委員(0名)

## 議長及び副議長

稲田議長 門脇副議長

## 説明のため出席した者

【総務部】下関部長

[秘書広報課]幸本課長

[財政課]金川課長 大塚課長補佐兼総括主計員 吉川係長

## 出席した事務局職員

松田局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 松下調整官

## 傍聴者

今城議員 岩崎議員 大下議員 塚田議員 錦織議員 西野議員 松田議員

森谷議員 矢田貝議員 吉岡議員

報道関係者0人 一般0人

## 協議事件

- 1 3月定例会の日程について
- 2 質問項目について
- 3 受け付けた陳情について
- 4 意見書について
- 5 次回議会運営委員会の開催について
- 6 米子市議会会議規則及び米子市議会委員会条例の一部改正について

~~~~~

## 午前9時20分 開会

○岡田委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

早速ではございますが、協議事件1、3月定例会の日程について事務局の説明を求めます。

松田事務局長。

○松田事務局長 3月定例会の日程につきまして御説明をいたします。

まず、特別委員会の日程追加でございますが、資料1を御覧ください。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を休会日であります3月15日金曜日午前10時から開催していただく予定でございます。案件といたしまして、執行部から2件の報告と陳情賛同議員がございました場合には陳情の審査がございます。

次に、本日の議事日程でございますが、資料2を御覧ください。

日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、岡田議員と矢田貝議員を指名する予定でございます。

日程第2の会期の決定につきましては、本日2月26日から3月21日までの25日間とする予定でございます。

次に、日程第3でございますが、先議案件の議案第2号につきまして、市長から提案理由の説明、質疑、討論、採決を行っていただきます。なお、本件につきましては、委員会付託を省略する予定でございます。また、質疑及び討論の通告はございませんでした。

次に、日程第4でございますが、先議案件の議案第3号から議案第5号につきまして、市長から提案理由の説明を行っていただきます。質疑につきましては通告はございませんでした。次に、委員会に付託いたしまして、審査を行っていただきますが、資料2の委員会開催と記載しております番号のとおりで開催する予定でございます。委員会審査終了後に、本会議を再開して3件の議案について、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行っていただきます。なお、討論につきましては通告はございませんでした。

次に、日程第5と第6は一括議題といたしまして、合計46件につきまして市長から提案理由の説明及び報告を行っていただきます。なお、報告に対する質疑の通告はございませんでした。

元の資料に戻っていただきまして、次に、発言通告の期限についてでございますが、議案に対する質疑は3月5日火曜日正午まで、また予算総括質問は3月7日木曜日正午まででございますので、御確認をお願いいたします。以上でございます。

**○岡田委員長** 事務局の説明は終わりました。委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○岡田委員長** 次に、協議事件2、質問項目について事務局の説明を求めます。

松田事務局長。

**○松田事務局長** 次に、質問項目についてでございます。資料3を御覧ください。

代表質問、関連質問、各個質問の質問日、質問順及び質問項目につきましては、割当表及び質問項目の一覧表のとおりでございますので、御確認をお願いいたします。以上でございます。

**○岡田委員長** 事務局の説明は終わりました。委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○岡田委員長** 次に、協議事件3、受け付けた陳情について事務局の説明を求めます。

松田事務局長。

**○松田事務局長** 次に、受け付けました陳情についてでございますが、資料4を御覧ください。

10件の陳情が提出され受け付けております。なお、陳情賛同議員の報告期限は3月5日火曜日正午まででございますので、御確認をお願いいたします。以上でございます。

**○岡田委員長** 事務局の説明は終わりました。委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○岡田委員長** 次に、協議事件4、意見書についてを議題といたします。

まず、資料5を御覧ください。こちらについては、若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書（案）として、公明党議員団から提出されております。

す。この意見書について説明を求めます。

徳田委員。

**○徳田委員** 若者のオーバードーズ防止対策の強化を求める意見書を提出いたします。

現在、不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、若者がオーバードーズに陥るケースが多い状況でございます。実際、市販薬を過剰に摂取することで、一時的に疲労感や不快感が解消される場合がありますが、記載の副作用の事例も出ております。市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから、乱用が発見されにくいという現実があると同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合があります。このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために記載の4項目を求めたいと思います。いずれにしましても、現在、若者を中心に冒頭のこの意見書に書いておりますけれども、救急搬送の事例であるとか、特に10代、20代を中心としまして、かなりの率で市販薬の乱用傾向があるという実態もございますので、その辺を酌んでいただきまして、皆さんには御検討いただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

**○岡田委員長** 説明が終わりました。委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** ないですね。

それでは、次に、資料6を御覧ください。

こちらについては、パーティー券購入を含めた企業・団体献金の全面的禁止を求める意見書（案）として、日本共産党米子市議団から提出されております。この意見書について説明を求めます。

又野委員。

**○又野委員** 皆さん御承知のとおりなんですけれども、裏金問題が国会でも取り上げられて、世間でも話題になっています。米子市内で住民の皆さんと話をしているときに、この裏金問題についても、いいという人は誰一人、私が話をする中では、おられません。しょうがないという人もおられません。基本的に許されないと、駄目なんじゃないかという御意見を言われる方ばかりです。その米子市民の皆さんの大きい声をやはり議会としても取り上げて国のほうに訴えたいと思います。この裏金問題の根本的な問題であります企業団体献金も含めて、パーティー券購入を禁止するよう、市議会からもぜひとも求めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

**○岡田委員長** 説明が終わりました。委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** それでは質疑、御意見はないようですので、この意見書につきましては、会派に持ち帰りをいただいて、次回3月6日に予定をしております議会運営委員会で協議いたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 御異議ございませんので、そのようにさせていただきます。

次に、協議事件5、次回議会運営委員会の開催について、記載のとおり、3月6日水曜日午前9時20分から開催いたしたいと思ひますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○岡田委員長 ここで執行部は退席をお願いいたします。

〔執行部退席〕

○岡田委員長 次に、協議事件6、米子市議会会議規則及び米子市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森井議事調査担当局長補佐。

○森井議事調査担当局長補佐 私のほうから米子市議会会議規則と米子市議会委員会条例の一部改正について、御説明申し上げます。

まず、米子市議会会議規則の一部改正についてでございます。資料7を御覧ください。

このたびの一部改正は、令和5年4月に地方自治法の一部が改正され、地方議会に係る手続のオンライン化が一部可能となったこと等によるものでございまして、これに伴い、全国市議会議長会の標準市議会会議規則も一部改正されましたので、これに沿って、所要の整備を行うものでございます。

改正の主だった点は3点でございます。

まず、手続のオンライン化に関する改正についてですが、住民から地方議会に対する請願書の提出を含め、地方自治法上、地方議会に関わる手続で書面等により行われることが求められている手続等について、オンラインで行うことを可能としたものです。

オンラインで行うというのが分かりにくいかもしれませんが、要はインターネットを使用しメール等で申請や手続ができるというものでございます。

また、全国市議会議長会の標準会議規則の一部改正によりまして、可能となったものの代表的な例として、発言通告書の提出があります。現在、米子市議会では、申合せによりまして、議長あてに発言通告書をメールで提出することができるとしておりますが、これに規則による根拠を与えることとなったものでございます。

なお、実施方法については、要綱等で定めることが必要となりますので、今後整備していくこととなります。

次に、全国市議会議長会の検討事項に関する改正としまして、会議時間の条に係るものが整理をされています。第9条を御覧いただけますでしょうか。

これは、第2項について、議長の権限で会議時間の変更は可能とされていますが、「会議に宣告」という規定がないため、必ずしも議場での宣告を要しませんでした。しかし、ただし書において「異議あるとき」という規定があるため、会議時間の変更は議場でしか行えないのではないかという疑義が従来から指摘されてきました。この疑義について、ただし書の規定は、会議時間の変更を議場において宣告した場合の規定であると解釈していますが、このような解釈は文理上困難であることから整合性がとれるよう「会議に宣告することにより」を追加する改正を行いました。

このことによりまして、会議中以外の時間の変更が困難となることから新たに会議時間中でないときにおける会議時間変更の規定を第3項として設けました。具体的には、台風の接近等により災害の発生が予測されるため緊急に会議時間を変更する必要があるときや審議未了のままの閉会を防ぐため閉会日の休憩中に閉議時間を延長する必要があるときなどが想定されます。

次に、その他の改正としまして、現在の社会情勢等に照らし改正が適当と判断された事項として、携帯品の条に係るものが整理をされています。第111条を御覧ください。

近年、視覚障がいや聴覚障がい等の身体に障がいのある議員が当選する事例が増えておりまして、議事参加のために必要な車椅子やつえ等の器具を議場等に持ち込むことは、不可欠と解されることから「許可」から「あらかじめ届け出たもの」と届出制に改めました。

なお、この会議規則の施行期日は、令和6年4月1日を予定しております。

以上が主な改正点でございます。

なお、オンライン委員会に関する規定と政務活動費に係る収支報告書のオンラインによる提出については、今後議会内での協議を経て進められるものでありまして、現時点での改正は予定しておりません。

次に、委員会条例の一部改正についてでございます。資料8を御覧ください。

この条例は、地方自治法の一部改正により地方議会に係る手続のオンライン化が一部可能となったこと及び令和6年4月1日付の行政組織機構改正に伴う改正を行うため、所要の整備を行うものです。

まず、令和6年4月1日付で新たな部局として、DX推進監が設置されるため、総務政策委員会の所管に「DX推進監の所管に関する事項」を追加いたします。

次に、手続のオンライン化に関する改正として、公聴会に関する事項と委員会の記録に関する事項を記載しております。

なお、この条例の施行期日は、会議規則と同様に令和6年4月1日を予定しております。

これらの一部改正の方針は、先日行われました各派会長・幹事長会議で御了承をいただいております。

説明は以上でございますが、当委員会で御了承いただければ、3月定例会の最終日提案としたいと考えております。よろしく願いいたします。

**○岡田委員長** 事務局の説明は終わりました。委員の皆様から質疑、御意見等ございますでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** ちょっと手続的なことで、会議規則の改正と、それから条例の改正、両方とも本会議の議決が必要なものと思っておりますか。

**○岡田委員長** 森井議事調査担当局長補佐。

**○森井議事調査担当局長補佐** 土光委員のおっしゃるとおりです。

（「はい、分かりました。」と土光委員）

**○岡田委員長** そのほか。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** それでは、御意見はないようですので、こちらの内容で特段異議がないということで、定例会最終日に上程をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○岡田委員長** 御異議ございませんので、そのようにさせていただきます。

以上で、こちらで用意した案件は終了となります。

委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 事務局から何かございますか。

〔「ございません」と松田局長〕

○岡田委員長 正副議長から何かございますか。

〔「ございません」と稲田議長〕

○岡田委員長 それでは、以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

**午前9時37分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 岡 田 啓 介